

都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について

(会長談話)

本日、地方分権改革推進本部は、第30次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、地方分権改革推進本部において取り扱うことを決定した。

内閣総理大臣を本部長とし、全ての大臣が参画する地方分権改革推進本部において取組が進められることにより、都道府県から指定都市への事務・権限及び税財源の一体的な移譲が迅速かつ確実に推進されるものとして大いに期待している。

現在、各指定都市においては、事務・権限及び税財源の円滑な移譲に向けた検討、準備を進めており、地方分権改革推進本部においては、内閣総理大臣の強力なリーダーシップの下、真の分権型社会の実現に向けて、指定都市の意見を十分踏まえ、本日晒されたスケジュール案に沿って、必要な法改正等を強力に進めていただくよう要望する。

平成 25 年 9 月 13 日

指定都市市長会会長

矢田 立郎